

5 大和ものがたり

月号

ASA大和北部
高木2-101-6
TEL: 561-3039

ASA大和南部
立野3-572-2
TEL: 563-7719

#東大和エール飯 プロジェクト

新型コロナウイルス対策で外出自粛が続き、様々な業界に影響が出ています。その一つが飲食業界。来客数の大幅な減少に、予約キャンセルの嵐。閉店という苦渋の決断に迫られた店舗も少なくありません。

そこで苦しんでいる飲食店を応援しようと思われたのが、「#東大和エール飯」。

この「#東大和エール飯」は別府市で3月18日からスタートした独自企画で、提供側の店舗やテイクアウトで購入した消費者がその料理を写真に撮り、検索用のハッシュタグ「#別府エール飯」を付けSNSに投稿し、情報発信する取り組みです。

そこで今回は東大和エール飯について東大和エール飯プロジェクト実行委員会事務局の株式会社ネクスメディア 増茂謙二さん（辛窪在住）にお話を伺いました。

東大和市民8万5000人のテイクアウトプロジェクト

#東大和エール飯

めし

“美味しい”はコロナに負けない。

立ち上がり、東大和の料理人達。

持ち帰ろう、東大和の美味しい飯。

“#東大和エール飯”を付けてSNSに投稿しよう。そこには、あなたの両手袋が待っている。

主催：東大和エール飯プロジェクト実行委員会 協力：東大和市、東大和商工会、東大和商工会、東大和商工連

市民の皆様、皆さんは、テイクアウトした料理を撮影して、飲食店の皆さんはテイクアウトできる商品撮影して、ハッシュタグ#東大和エール飯をつけて、SNSに投稿しよう。

食中毒に気を付けよう！
日中の気温も上がり

- 1 東大和の飲食店をテイクアウトする。
- 2 テイクアウトした料理を写真に撮る。
- 3 4枚入りの写真をつけてSNSに投稿！

「#東大和エール飯」をつけてSNSに投稿しよう！

東大和でテイクアウトができるお店を簡単に探せるウェブアプリです。

1 #東大和エール飯 ウェブアプリ



「#東大和エール飯」

「本格的な味でとてもおいしいです。子供たちも大喜びでした。」
「皆様のおかげでお待ち帰り、増えてます。SNS等紹介して頂いて感謝です。これから応援よろしくお願致します。」

最後に読者へ何かメッセージを下さい。

今回のコロナウイルスによる営業自粛になつている店舗の方々、市内の飲食店で飲んだり食べたりすることが出来ない皆さんを少しでも応援できればと思つてはじめた取り組みですが、このエール飯が東大和市の活性化につながるきっかけにな

ればと考えていますので、引き続き盛り上げていきたいと思ひます。今回の取材の感想 世の中には、コントロールできることとコントロールできないことがある。コントロールできないことに深刻になれば、ネガティブになる。ネガティブ・ループに陥らず、知恵を出して前向きに美味しい食事を提供してくれている飲食店が東大和市には沢山あります。私にとって体重のコントロールは難しいけど、食べたり、宣伝したりして#東大和エール飯を応援していきます！ ASA大和南部 奥田

「#東大和エール飯」とは？

「#東大和エール飯」とは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、深刻な状況が続く東大和の飲食業をテイクアウトの力で応援するプロジェクトです。「#別府エール飯」さまり、データのご提供など、たくさん協力いただきました。」

始めるこの季節、コロナ予防に加えて、食中毒の注意も必要です。

食中毒予防の3原則を市民の皆さん、飲食店の皆さんの目線でまとめました。

「#東大和エール飯」ユーザーの声

「大変な中、陣頭に立っていただき感謝です。できることから参加してまいります。ありがとうございます。」



ウェブアプリを表示してスマートフォン画面に追加し、ご利用ください。



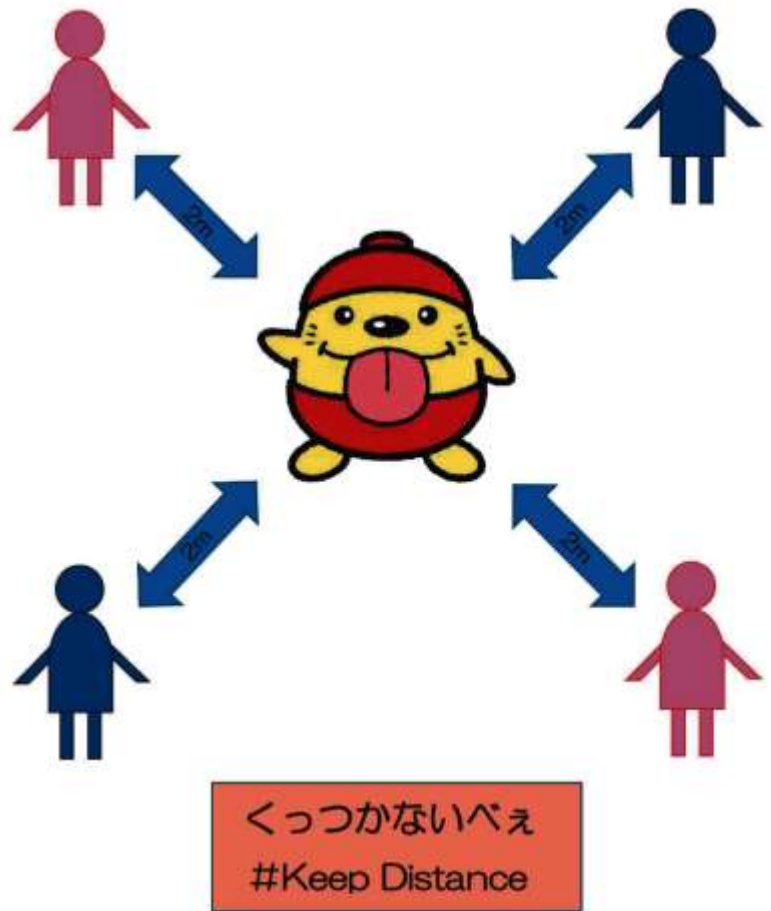
5 大和ものがたり

月号

ASA大和北部
高木2-101-6
Tel: 561-3039

ASA大和南部
立野3-572-2
Tel: 563-7719

うまべえからのお願いだべえ



社会福祉協議会から

『受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内』
学習塾の塾代や高校、大学等の受験費用について
貸付を行うことにより、子どもたちの学習意欲をサ
ポートする事業です。さらに高校、大学等に入学さ
れた場合、返済が免除されます。

○貸付資金の内容

受取料	学習塾等 受講料		貸付対象	貸付限度額
	高校3年生等	中学3年生等		
高校3年生等	二七、四〇〇円(上限)	二〇〇、〇〇〇円	中学3年生等	二〇〇、〇〇〇円
	八〇、〇〇〇円(上限)		高校3年生等	二〇〇、〇〇〇円

○ご利用いただける方

1. 世帯の生計中心者(20歳以上)であること
2. 世帯(父母等養育者)の総収入または合計所得金額を合算した金額が一定基準以下であること
3. 世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
4. 世帯員が土地・建物を所有していないこと
(現在住んでいる場所の土地・建物は除く)
5. 生計中心者および対象の子どもが都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
6. 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
7. 暴力団員が属する世帯員でないこと

○問合せ・東大和市社会福祉協議会

TEL 042156410012
FAX 042156413680

編集後記

5月25日に全国で緊急事態宣言が解除された。これでコロナ以前の生活に戻るかというと、そうでもない。

ワクチンや治療薬など、根本的な解決策が示されるまではコロナ

を意欲した『新しい生活様式』を続けていく必要がある。多少の不便はあるが政府が示した『新しい生活様式』で生活を続け、感染拡大を防ぎ、コロナ以前の何気ない日常が一日も早く戻ることを期待する。

ASA大和南部 菅